

は し が き

地球温暖化は、その原因が人類の活動に由来するものであり、地球温暖化を促進させていることによって、遠くない将来に世界規模で深刻な被害が生じる危険性がかねてより指摘されている。

水資源へのアクセス、食糧生産、健康、自然環境といった人々の基本的な生活基盤を脅かす地球温暖化のリスクは非常に大きいものの、元世界銀行副総裁のニコラス・スターン卿は、強固かつ、早期の対策を行うことによって、その影響を一定範囲に抑えることが可能であるとした。しかし、対処が遅れるほど、気候変動による不可逆的な影響のリスクは増大する。そして、対策を有効ならしめるためには、国際的に緊密な協調活動が不可欠であることも、卿は、同時に指摘している。ある意味では、地球温暖化は、人類史上初めて、全世界が共通の利益のために行動する機会をもたらしたともいえよう。

我が国は、京都議定書の策定とその後の実施プロセスの中で、地球温暖化の抑止に向けた国際的枠組み形成を主導し、多大な貢献をしてきた。平成20年からは、京都議定書の第一約束期間が始まり、我が国自身も温室効果ガスの排出削減に向けて、京都議定書目標達成計画を全面改訂するなど、取り組みを加速化させている。また、第一約束期間終了後の、2013（平成25）年以降における次期枠組みの構築に向けた議論も本格化しつつある。

しかし、次期枠組みをめぐる国際交渉においては、これまで世界各国・地域の間で、主張の相違が顕在化し、容易に収束する気配がなく、2009（平成21）年末までに一定の結論を得るとしたバリ行動計画の進捗が危ぶまれる状況にある。地球温暖化の抑制、つまり温室効果ガス排出の大幅な削減は、各国の経済に甚大な損失を与えるという懸念が広く共有されているのである。京都議定書が策定された1990年代と異なり、当時途上国とされ、削減義務を負わなかった国々の多くが、その後大きな経済発展を遂げたことにより、事態はいっそう複雑な様相を呈している。

調査及び立法考査局では、地球温暖化に対する世界各国・地域の状況や主張を常時調査している。このたび北海道洞爺湖で、地球温暖化への対応を主要議題とするサミット（主要国首脳会議）が開催されることに合わせ、その成果を報告書に取りまとめた。この報告書が、国政審議に資するとともに、地球温暖化をめぐる国際交渉の一助となれば幸いである。

平成20年6月

調査及び立法考査局長 村 山 隆 雄

執筆者一覧

小寺 正一（農林環境課長）	3	米 国
中村 邦広（国会レファレンス課）	5	途上国
遠藤 真弘（農林環境課）	1	総 論、2 日 本
山口 聡（経済産業課）	4	E U